

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 株式会社横浜フィナンシャルグループ（以下「当社」という）は、当社と当社の連結子会社および持分法適用関連会社（以下「グループ各社」）からなる横浜フィナンシャルグループ（以下「当社グループ」という）の持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための方針および枠組みを定める。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、コーポレートガバナンスの在り方について常に見直し、その充実に取り組む。

2. 当社は、「経営理念」にもとづき、株主をはじめお客さま、従業員、地域社会等のさまざまなステークホルダーのために、意思決定の公正性、透明性および迅速性を確保して、地域金融グループとしての適切なコーポレートガバナンス体制を構築する。

第2章 株主の権利、平等性の確保

(株主の権利の確保)

第3条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、発送前に当社ホームページに開示する。

2. 当社は、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、書面によるほかインターネットによる議決権行使の方法を提供する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、すべての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示をおこなう。

(買収防衛策)

第5条 当社は、当社の株式が、株式市場を通じて多数の投資家により、自由に活発な取引がなされる譲渡自由を原則とする。

2. 当社は、いわゆる買収防衛策を導入しない。

3. 当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合には、株主が当社の株式を売却することを不当に妨げる措置をとらない。

(資本政策の基本的な方針)

第6条 当社は、「自己資本管理の基本規程」において、当社グループの経営の健全性を確保し、経営方針や経営計画を着実に実行していくことができるよう、当社グループの自己資本水準を適切に管理していくことを定めるとともに、中期経営計画等において、積極的な株主還元と将来の成長投資等に備えた内部留保とのバランスをとった資本政策の基本的な方針を定める。

2. 当社は、株主の利益を不当に害することを目的とする資本政策をおこなわない。

(政策投資株式)

第7条 政策投資株式については、当社が定める「政策保有に関する方針」に基づき、当社グループにおいて、縮減につとめるものとし、方針に定める基準を踏まえ、毎年保有の可否を判断する。

2. 政策投資株式の議決権行使については、当社が定める「議決権行使基準」に基づき、当社グループにおいて適切に対応する。

3. 当社は、政策保有株主との間で取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引はおこなわない。

(関連当事者間の取引)

第8条 当社は、取締役および主要株主等との取引をおこなう場合には、当社グループや株主共同の利益を害することがないように、手続きを定め、開示する。

(アセットオーナー)

第8条の2 当社グループは、企業年金が、運用の専門性を高めて、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みをおこなうとともに、その取組内容を開示する。

第3章 ステークホルダーとの適切な協力、協調関係の構築

(ステークホルダーとの適切な協力、協調関係の構築)

第9条 当社は、様々なステークホルダーの立場をふまえた経営をおこなうことにより中長期的な企業価値の向上をはかるために「経営理念」を定める。

2. 当社は、「倫理綱領」において、当社グループの役職員一人ひとりが実践すべき行動規範を定める。

3. 当社は、「グループサステナビリティ方針」を定め、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献する。

4. 当社は、当社グループにおいて、女性社員をはじめとした多様な人財が活躍する環境整備に努める。
5. 当社は、当社グループの役職員がコンプライアンス上問題のある事案に気付いた場合や疑念を持った場合に直接通報できるよう、「通報等管理規程」を定め、内部通報に係る体制整備をおこなう。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報提供に関する基本的な考え方)

- 第10条 当社は、会社法、銀行法、金融商品取引法その他の法令および金融商品取引所の適時開示規則等に沿って適時適切に情報開示をおこなう。
2. 当社は、前項によるもののほか、お客さま、株主、投資家、および地域社会の理解に資するよう、自主的、積極的な情報開示をおこなう。
 3. 当社は、主要な情報の英文開示に努める。

(外部会計監査)

- 第11条 当社は、会計監査人が株主、投資家に対し監査を通じて企業の財務書類等の信頼性を確保する責務を負っていることを認識し、その監査が有効に機能するよう、以下の体制を確保する。
- (1) 当社は、会計監査人に対し、代表取締役、社外取締役、監査等委員および監査に必要な部署等との面談機会の設定および十分な監査時間の確保など、高品質な監査を可能とする環境を整備する。
 - (2) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」において、会計監査人の選任、解任、不再任に関する事項および会計監査人が取締役の職務の執行に関し不正の行為等があることを発見した旨の報告を受けた場合の措置について定める。

第5章 取締役会等の責務

(コーポレートガバナンス体制に対する考え方)

- 第12条 当社は、第2条に定めるコーポレートガバナンスの基本的な考え方に基づき、監査等委員会が業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うことで透明性の高い経営を実現し、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および迅速な執行が可能となる監査等委員会設置会社を採用する。
2. 当社は、報酬、人事について公正性、透明性を確保するため、社外取締役のみで構成される任意の報酬・人事委員会を設置する。

(取締役会の役割、責務)

第 13 条 当社は、取締役会の株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、取締役会が効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現するようその役割、責務を以下のとおりとする。

- (1) 取締役会は、経営全般に対する方向付けをおこなう。「経営理念」を定め、コーポレートガバナンス基本方針、中期経営計画、資本計画、経営戦略その他の基本的な経営方針を策定する。
- (2) 取締役会は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、それに基づきリスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢、内部監査態勢等を整備するとともに、それらが有効に機能するよう監督する。
- (3) 取締役会は、業務執行取締役および執行役員（以下「経営陣」という）から独立した客観的な立場から、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性、透明性を確保する。「取締役会規程」等により取締役会決議事項の範囲を定め、経営会議および経営陣等に対する委任の範囲を明確化することにより、監督機能の実効性を高める。
- (4) 取締役会は、当社グループの持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の向上をはかるよう、攻めのガバナンスの実践に向けた業績連動型の株式報酬を含む報酬体系を整備する。
- (5) 取締役会は、リスク管理態勢を整備することにより、機動的かつ適切なリスクテイクを支える環境を整備する。
- (6) 取締役会は、社長その他の経営陣の選解任、評価、およびその報酬について、任意の報酬・人事委員会を活用して決定する。

(監査等委員会の役割、責務)

第 14 条 監査等委員会は、株主から直接負託を受けた法定の独立した機関として、監査等委員会で定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務および財産の状況調査、重要な決裁書類の閲覧のほか、内部監査部門やグループ各社との意思疎通、会計監査人等との情報交換等を通じ、取締役の業務執行についての適法性および妥当性の監査を実施する。

(取締役会の構成)

第 15 条 当社は、取締役会の独立性を確保し、その機能を公正かつ透明に発揮するため、独立社外取締役を取締役総数の 3 分の 1 以上選任するとともに、取締役会の構成に対する考え方を定め、開示する。

(取締役の役割、責務)

第 16 条 当社は、取締役の株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役が果たす役割、責務を以下のとおりとする。

- (1) 取締役は、ステークホルダーの立場を踏まえつつ、当社グループおよび株主共同の利

益のために行動する。

- (2) 取締役は、職務の執行に必要な情報の収集に努めるとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くす。
- (3) 取締役は、その期待される能力を発揮し、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
- (4) 社外取締役は、経営陣、支配株主から独立した、かつ客観的な立場から経営を監督するとともに当社と経営陣等との間の利益相反を監督する。
- (5) 社外取締役は少数株主をはじめとする社外のステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるよう行動する。

(取締役の選解任方針および手続き)

第 17 条 当社は、取締役会において、「取締役の選解任方針および手続き」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、取締役候補者の選任および取締役の解任議案の株主総会に対する上程を決定する。

2. 当社は、個別の選解任理由を開示する。

(社長の指名)

第 18 条 当社は、社長の後継者の選定について、その公正性、透明性を確保するため、指名方針および選定プロセス等を定め、報酬・人事委員会に諮問のうえ、取締役会で決定する。

(取締役の報酬)

第 19 条 当社は、非業務執行取締役および社外取締役を除く取締役が株主と利害を共有するとともに、当社グループの持続的な成長の促進および中長期的な企業価値向上への意欲を高め、攻めの経営をおこなうよう、取締役の報酬の考え方を定め、開示する。

(取締役の支援体制)

第 20 条 当社は、社外取締役を含む取締役がその役割、責務を果たせるよう、支援体制を以下のとおりとする。

- (1) 社外取締役を含む取締役のサポート体制を定める。
- (2) 取締役が、知識、情報を取得する機会および外部の専門家の助言を得る機会を提供する。

(取締役会における審議の活性化)

第 21 条 当社は、取締役会が自由闊達で建設的な議論、意見交換を尊ぶ気風が醸成されるよう、以下のとおり取り組む。

- (1) 取締役会において審議の活性化を図るため、その資料が審議事項の検討に必要な時間に配慮して一定日前までに配付されるようにするとともに、審議事項、審議時間を適

切にかつ重点を置いて設定する。

- (2) 審議の充実に資するよう、社外取締役に対して配付資料の事前説明をおこなうとともに、グループ各社の営業店臨店視察等の機会を提供する。
- (3) 取締役、監査等委員会、内部監査部門、会計監査人相互の間における連携を確保するとともに、社外取締役とグループ各社の経営陣との交流の機会を提供する。

(取締役会の実効性評価)

第 22 条 当社は、毎年取締役会に、企業の持続的成長の促進と中長期的な企業価値の向上という取締役会の重要な機能が果たされているかについてその実効性を自己評価させ、その概要を開示する。

第 6 章 株主との対話

(株主との対話)

- 第 23 条 当社は、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針」に基づき、株主との建設的な対話に前向きに取り組む。
- 2. 当社は、株主との対話の実効性を確保するため、株式売買の決定を指示する権限および議決権行使権限を持つ実質的な株主の把握に努める。
 - 3. 当社は、経営戦略、経営計画、資本計画、株主還元方針等の経営方針について、株主に十分説明する。

(2017 年 7 月 31 日 制 定)

(2018 年 12 月 25 日 改 定)

(2019 年 4 月 1 日 改 定)

(2020 年 4 月 1 日 改 定)

(2022 年 4 月 1 日 改 定)

(2023 年 7 月 1 日 改 定)

(2025 年 6 月 20 日 改 定)

(2025 年 10 月 1 日 改 定)